

性の多様性と人権を尊重する社会と教育へ

千葉大学教育学部教授

かたおか ようこ
片岡 洋子



1 「性の多様性」とは何か

LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）という言葉が日本社会にも浸透してきた。性的多数者は異性を性的対象とする「異性愛者」で心と体の性が同じ「シスジェンダー」であるが、LGBTはそうではない人々が世界中のどこにもいることをアピールする言葉だ。

性的少数者はLGBTだけではない。自分の性別が男でもない女でもないXジェンダーや性別や性的指向を決めたくないクエスチョニングもある。多数者の異性愛シスジェンダーでも自分の性別にあてがわれた「らしさ」に抵抗を持っているなど、性的アイデンティティや性表現は多様である。性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとったSOGI (ソジ) は、少数者だけでなく誰にでもある性的指向・性自認を表す。それに性表現 (Gender Expression) を加えたSOGIE (ソジイ) という視点から見れば、自分は「男」か「女」かという明確な区分より、ある面では境目のあいまいな性のグラデーションの中に「自分らしさ」を見いだしている人々は少なくない。

「性の多様性」とは、性を「男」「女」と二元的に捉えるのではなく、誰もが多様な性を生きていて、みんなが異なることを尊重することを指す。児童生徒の中に性的少数者がいると分かったら何か教育的対応を考えるということではない。児童生徒の中にいるかいないかは別として、将来必ず出会うはずの多様な性の人々へ

の知識・理解を持たせることである。それによって無知や偏見による差別や暴言という人権侵害行為をなくしていくことができるし、もし自分が異性愛者やシスジェンダーではないと気付いたときには自分を否定せずに済む。

2 性の多様性と人権問題

近年、性の多様性の尊重や性的少数者への理解が求められるようになった背景には、国内外での人権問題への取組がある。性の多様性を認めないことによる差別や暴力の現状を明らかにし、それを是正するために国連や政府による取組が進んできた。

(1) 国際社会での性的指向・性自認 (SOGI) をめぐる動向

世界保健機構 (WHO) は1990年に同性愛を、2019年6月に「性同一性障害」を国際疾病分類から除外した。異性愛でないことや心と体の性が異なることは病気でも障害でもなくなったが、今も差別や迫害はある。国連は2006年、世界人権宣言・国際人権規約等など既存の国際人権に関する規定は「性的指向や性自認についてもそのまま適用可能」であることを確認 (ジョグジャカルタ原則) し、2011年に国連人権委員会は日本も含めた賛成多数で「人権、性的指向および性自認」決議を採択し、性的指向及び性自認を理由とした暴力や差別をなくそうとしてきた。

例えば「結婚の自由」が同性愛者に認められないのは性的指向を理由とした差別に当たる。2001年にオランダが最初に同性結婚を合法化

した。2019年5月にはアジアで初めて台湾が同性結婚を法制化し、現在28カ国に広がっている。日本では同性結婚を認めないのは憲法違反であるという集団訴訟が2019年に起きた。同性カップルの権利をできるだけ保障するためのパートナーシップ制度が千葉市を含め20以上の自治体に広がっている。

(2)自殺予防対策と文部科学省の対応

性的マイノリティの人々は、自殺念慮を抱く割合が高いため、その自殺予防対策が求められ、「自殺総合対策大綱」(2012年閣議決定)は、その背景にある無理解や偏見等の社会的要因を解消するために学校の教職員の理解を促進するとした。

また文部科学省(以下「文科省」)は2014年1月に全国の学校に「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を行い、同年6月に結果を公表した。学校側に悩みを相談したのは606人で、約6割の学校が戸籍上の性と異なる制服着用やトイレの使用などについての何らかの配慮をしていた。そして文科省は、2015年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、2016年4月には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」(教職員向け)の冊子を配布した。このようにこの数年で急速に学校での性的マイノリティへの理解と対応が求められるようになってきた。

(3)「人事院規則(セクシュアル・ハラスメントの防止等)」の一部改正

2016年12月、公務員が防止すべきセクシュアル・ハラスメントの「性的な言動」に、「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」も含まれることになった。セクシュアル・ハラスメント防止と対策は管理職の責任であり、「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」が飛び交うような職場環境を管理職は放置してはならないことになった。

(4)いじめ防止に明示

文科省のいじめ防止の通知文書に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ防止」が明示された(2017年3月16日通知の別添2)。

10歳から35歳のLGBT当事者を対象とした「LGBTの学校生活に関する実態調査(2013)」(いのちリスペクト。ホワイトトリボン・キャンペーン)によれば、全回答者の68%が「身体的暴力」「言葉による暴力」「性的な暴力」「無視・仲間はずれ」のいずれかを経験している。また、国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチが日本で実施したオンライン調査(25歳未満の回答者458人のデータ 2015年)は、学校で性的指向及び性自認に基づく暴言等を経験した子供は8割を超え、その約3割は教師からの発言であったと報告している。

3 多様な人々と生きる社会を目指した教育

性の多様性についての教育は小学生には早いという声がある。しかし、心と体の性が異なることに気付いた時期は小学校入学以前が半数を超えている(中塚幹也『学校の中の「性別違和感」を持つ子ども 性同一性障害の生徒に向き合う』2013)。同性愛の児童生徒は異性愛を前提とした教師や友達とのおしゃべりの中で異性愛のふりをして自分を隠している。いないのではなく言えないのだ。

学校現場では「男女で2列」「男子は～」「女子は～」と性別カテゴリーを多用する。教科書教材も異性愛前提である。とりたてての授業でなくても、異性愛シスジェンダー前提ではない話題を付け加えるだけで、性の多様性と人権尊重への一歩になるだろう。

学校における人権教育の推進

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

1 人権課題の現状

人権課題の生起がやむことはなく、近年の急速な情報通信技術の進歩や外国人の入国者数の増加等による情報化や国際化に加え、少子化や高齢化等により我が国の社会が急激な変化にさらされる中、インターネット上の人権侵害、外国人の人権問題、子供の人権問題等が社会的な問題となっている。

平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、平成28年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布、施行され、これらの法律では、障害を理由とする差別を解消するための措置や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消、部落差別の解消のための教育活動等について規定されている。不当な差別は許されるものではなく、その解消のための教育活動の推進が重要になっている。また、昨年6月の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族訴訟判決を受け、7月に閣議決定された「内閣総理大臣談話」では、「関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族が置かれてきた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます」とされ、人権教育の一層の充実が求められている。

2 子供をめぐる人権課題

子供の人権については、平成25年には、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めた「いじめ防止

対策推進法」が公布、施行され、平成29年3月には、施行後3年の見直しを踏まえた「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定が行われた。更に、文部科学省では、昨年5月に学校・教育委員会等における児童虐待の対応に当たって留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成した。

また、平成28年4月には、教職員向け周知資料である「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（※1）を公表した。各学校や教育委員会におかれては、教職員の理解促進等を通じ、不安や悩みを抱える児童生徒が相談しやすい学校の環境づくりに努めていただきたい。

3 学校における人権教育

(1)人権教育の指導方法等の在り方について

学校教育における人権教育は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、各教科、道德教育など学校教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階や地域の実情を踏まえながら実施されている。

文部科学省では、基本計画を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、平成20年3月に「第三次とりまとめ」を公表し、学校教育における人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について

理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにする」としている。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要であり、次のような点等に留意する必要がある。

①学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならない。学校としての人権教育の目標設定や校内推進体制の確立と充実、人権教育の全体計画・年間指導計画の策定など、学校としての組織的な取組とその点検・評価が重要である。教育課程の編成に当たっては、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていく必要がある。また、「積極的な生徒指導」の取組と歩調を合わせることで、人権教育の取組もより大きな効果を上げることができるだろう。

②指導内容・方法に関する配慮

学校における人権教育については、教育の中立性を確保することが厳に求められる。

また、人権教育の実施に当たっては、日頃から地域等の関係者との信頼関係づくりに努めるとともに、様々な活動の中で個人情報を取り扱う際には、必ず本人や保護者等からの同意を得た上でこれを行わなければならない。情報化が進展する中であっては、他人の個人情報等の保護について学ぶことが強く求められるとともに、自分に関する情報を自分でコ

ントロールするための知識とスキルを身に付けることもより一層大切となっている。すなわち、個人情報やプライバシーに関する問題は、人権教育を進める学校や教職員における配慮事項としてだけでなく、児童生徒にとっての重要な学習課題ともなるものである。

(2)学習指導要領

平成29年及び30年に公示された小学校、中学校、高等学校等の新学習指導要領においては、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することや、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこととされている。人権に関する知的理解と人権感覚を身に付け、自他の人権を守るための実践的行動がとれるようになることを目標とする人権教育は、人権に関わる問題への対策の基盤となるものである。

(3)人権教育に関する取組

文部科学省では、人権教育の全国的な推進を図るため、平成23年度から27年度までは、各都道府県教育委員会から学校の執筆による人権教育の特色ある実践事例、平成28年度には外国人の人権尊重に関する実践事例を収集(※2)し、平成29年度には、各都道府県・指定都市教育委員会において作成された人権教育指導資料(指導教材、指導資料、研修教材、啓発資料、実践事例集等)を一覧化(※3)し、文部科学省Webサイトに掲載した。

今日の社会は、多様な立場や思想、生活様式を共存させ、人権と自由とを保障することが求められている。子供たちに人権尊重の精神と実践力を育んでいくためには、何よりもまず、各学校や教職員による積極的な取組が重要となるため、各学校におかれては、児童生徒の実態等に応じた創意工夫を加え、人権教育の改善・充実に努めていただきたい。

※1 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322256.htm

※2 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/jirei/1321696.htm

※3 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/shiryo/1403937.htm

学校人権教育の推進～差別なき学校教育を目指して～

県教育庁教育振興部児童生徒課

1 はじめに

差別なき学校教育の確立には、学校における人権教育の推進が不可欠である。

県教育委員会では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年施行）」、「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年閣議決定・平成23年一部変更）」、各学校種の学習指導要領、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ（平成16年6月）・第二次とりまとめ（平成18年1月）・第三次とりまとめ（平成20年3月）〕」、「千葉県教育振興基本計画（平成22年3月～）」及び「千葉県人権施策基本指針（平成16年策定・平成27年改定）」、県教育委員会「学校人権教育の推進に関する実態調査」等を踏まえ、人権が尊重された共生社会の実現を目指し、「大切な自分大切なあなた～自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てよう～」をスローガンに掲げ、学校人権教育を推進している。

2 学校人権教育の基盤となる法令等

(1)人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(2)人権教育・啓発に関する基本計画

人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

(3)人権教育の指導方法等の在り方について

第1次とりまとめ

人権尊重の理念

- ・自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと。
- 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること。

人権教育の目標

- ・一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにすること。



児童生徒の態度や行動に現れるようにするために、各学校において教育活動全体を通じて総合的にバランスよく培うべき力や技能

①他人の立場に立つ想像力

- ・他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが、わかるような想像力や共感的に理解する力

②コミュニケーション能力

- ・考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い分かり合うためのコミュニケーション能力やそのための技能

③人間関係を調整する能力

- ・自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により、他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

第2次とりまとめ

人権感覚とは

- ・人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対にこれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする感覚。

人権感覚を身に付けるために

- ・児童生徒が自ら「感じ、考え、行動する」という主体的・実践的な学習を展開することが必要。児童生徒の「協力」・「参加」・「体験」を要素として位置付け、基本とする。

第3次とりまとめ

《人権教育を通じて身に付けたい力》

自分の人権を守り
他の人の人権を守るための実践的行動



自分の人権を守り他の人の人権を
守ろうとする意識・意欲・態度

人権に関する
知的理解
(知識的側面)

人権感覚
(価値的・態度的側面)
(技能側面)

関連



すべての関係者の人権が尊重されている教育の場
としての学校・学級
(人権教育の成立基盤としての教育・学習環境)

(4)千葉県人権施策基本指針

①基本理念

すべての県民の人権が尊重される
元氣な千葉県を目指して

そのための3つの社会づくりの推進

- ・一人ひとりがかけがえのない存在としてお互いに尊重し合う差別のない社会
- ・一人ひとりの能力が十分に発揮できる機会が保障され、活力のある社会
- ・一人ひとりの個性を尊重し多様な文化や価値観を認め合い、お互いがつながり支え合いながら共に暮らせる社会

②人権教育・啓発の推進

ア人権教育

- (学校教育) 発達段階に応じた教育、学校・地域の実情に応じた道德教育
- (社会教育) 家庭教育への支援、人権教育への保護者等の理解促進

イ人権啓発

県民・企業や職場・特定職業従事者（行政・教職・警察・消防・医療保健・福祉関係者）に対する、啓発冊子等の配布、講演会等の実施・開催促進などによる啓発

③分野別施策の推進（様々な人権課題）

- 1 女性 2 子ども 3 高齢者 4 障害のある人
- 5 被差別部落出身者 6 外国人
- 7 HIV感染者・ハンセン病元患者等
- 8 犯罪被害者とその家族
- 9 インターネットを通じた人権侵害
- 10 災害時の配慮 11 性的指向・性同一性障害
- 12 刑を終えて出所した人 13 ホームレス
- 14 生活困窮者 15 中国残留邦人等
- 16 北朝鮮当局による拉致問題 17 その他

3 千葉県教育委員会の取組

(1)学校人権教育研究協議会の開催

県教育委員会における学校人権教育に関する取組を周知するとともに、専門的知見を有する講師による講演や参加体験型の内容を多く取り入れた研修を実施し、県下の全市町村教育委員会、公立幼稚園、小・中・義務教育・高・特別支援学校等における人権教育推進上の諸問題について研究協議し、学校人権教育の全県的な推進を図る。

①全体協議会 年1回（4月）

県内54市町村教育委員会、教育事務所・分室の人権教育担当指導主事を対象に開催

②地区別協議会 年1回（5～6月）

各教育事務所単位に、隔年で、管内の全市町村立幼稚園・認定こども園・小・中・義務教育学校等の管理職、人権教育担当教諭を対象に開催（令和元年度は管理職が対象）

③高等学校協議会 年1回（10月）

全ての県立高等学校及び希望する市立高等学校、私立高等学校の管理職と人権教育担当教諭を対象に開催

④推進校協議会 年5回

県教育委員会が指定した学校人権教育推進校25校（小学校10校、中学校10校、高等学校5校）の担当教諭を対象に開催

⑤担当指導主事協議会 年6回

教育事務所・分室の人権教育担当指導主事を対象に開催（全体協議会の運営1回）

シリーズ 現代の教育事情③

⑥学校人権教育指導者研修 年4回

各教育事務所、千葉市教育委員会が推薦する小・中学校教員40名を対象に開催

(2)人権教育研究指定校(令和元年度～2年度)

①文部科学省指定(人権教育研究推進事業)

木更津市立請西小学校

研究主題「他者と伝え合い、心豊かに
生きる子どもの育成」

②千葉県教育委員会指定(人権教育)

県立長生高等学校定時制

研究主題「生徒への人権教育の実施について～自分らしさとともに、他の人の大切さを認めることができる人権教育～」

研究指定校は、研究終了後、成果等について、全体協議会で報告し、意見交換を行う。

(3)学校人権教育指導資料の作成・配付

教職員の研修、人権感覚の向上に資するため、学校人権教育指導資料を刊行している。

第34集までは、冊子として学校に1冊配付していたが、教員が常に人権意識を持ち、いつでも活用できるよう、第35集からは、リーフレット形式とし、公立幼稚園・認定こども園・小・中・義務教育・高等・特別支援学校の全教員に配付している。

このリーフレットには、国が示した「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」の内容を中心にシリーズ的にまとめたものと、県教育委員会の学校人権教育のスローガン、重点目標・重点事項、喫緊の人権課題に沿った内容等を掲載している。

【第39集の概要】平成31年4月当初の配付を依頼

- 千葉県学校人権教育推進目標・重点事項の周知・理解促進
- 学校人権教育を推進するための取組例(第三次とりまとめより)
 - ・家庭・地域との連携、関係機関との連携
 - ・校種間の連携
- 人権感覚チェックシート(抜粋)
- 様々な人権課題一覧(千葉県人権施策基本方針より)
- 喫緊の人権問題についての周知
 - ・女性の人権(DV、虐待)
 - ・災害時の配慮
 - ・外国人の人権(共生社会の形成を目指し、他者を理解しようとする気持ちを育てる活動等)
- 実践に役立つ参考資料の紹介(実践事例集・啓発ビデオレンタル等)

【千葉県学校人権教育推進目標・重点事項】

- 推進目標1 推進体制を確立しよう
(重点事項) 実施体制の確立、計画の作成・見直し
- 推進目標2 正しい知識と認識を深めよう
(重点事項) 研修の充実(参加型・体験型の手法等)
- 推進目標3 指導内容と指導方法を工夫しよう
(重点目標) 指導方法の工夫、体験活動の充実
- 推進目標4 家庭・地域等との連携を図ろう
(重点事項) 積極的な啓発活動、関係機関との連携
- 推進目標5 点検・評価による見直し、改善をしよう
(重点事項) 学校評価の活用

(4)県教育委員会ホームページによる啓発

- ・人権教育の推進目標及び重点事項/千葉県
- ・学校人権教育指導資料/千葉県
- ・教職員の人権意識を高めるために/千葉県
- ・様々な人権課題/千葉県
- ・学校人権教育事業計画/千葉県 で検索

(5)学校人権教育の推進に関する実態調査

学校人権教育の推進に資するため、各学校における人権教育の取組状況を把握することを目的に、毎年、12/4～12/10の人権週間に合わせ、公立小・中・義務教育学校、市立高等・特別支援学校、県立高等・特別支援学校を対象に実施。結果を2月末に各学校にフィードバックし、次年度の取組に繋げる。

【調査項目例】(平成30年度実施)

- 1 人権教育の推進について
・「学校人権教育指導資料」の活用状況など
- 2 人権教育に関する教職員研修について
・研修の実施状況、形態など
- 3 人権教育推進の成果及び課題について
- 4 喫緊の人権課題について
・性的マイノリティ、障害者、外国人、部落差別、北朝鮮当局による拉致問題、DV、児童虐待についての取組状況など

4 喫緊の人権課題についての理解促進

例1 性的指向・性同一性障害

「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいる。また、からだの性とこころの性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々がいる。性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要である。
(法務省人権擁護局刊行「人権の擁護」平成30年度版)

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」について（周知）（文部科学省平成28年4月1日付け事務連絡より一部抜粋）

(1)性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

①学校における支援体制について

- ・最初に相談を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要
- ・教職員等の間の情報共有に当たっては、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進める。など

②医療機関との連携について

- ・医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得る。
- ・医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則だが、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられる。など

③学校生活の各場面での支援について

（支援の参考事例）

- ・自認する性別の制服や体操着等の着用を認める。
- ・標準より長い髪型を一定の範囲で認める。（戸籍上男性）
- ・保健室、多目的トイレでの更衣や、多目的トイレ、職員トイレの利用を認める。
- ・通知表など、校内文書を児童生徒が希望する呼称で記す。自認する性別として名簿上扱う。
- ・体育又は保健体育の授業において別メニューを設定する。
- ・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
- ・自認する性別に係る部活動への参加を認める。
- ・修学旅行等において、一人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。など

（留意点）

- ・性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要である。
- ・他の児童生徒や保護者との情報共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要がある。など

(2)性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- ・学級、ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒への支援の土台となる。
- ・日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれる。
- ・まず教職員自身が心ない言動を慎む。など

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）

（平成28年6月公布、施行）

- ・「本邦外出身者」：専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身者である者又はその子孫であって適法に居住するもの。
- ・「不当な差別的言動」：本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮辱するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動

（第2条定義より）

- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動の実施
- ・そのために必要な取組を行う。

（国：義務、地方公共団体：努力義務）

（第6条教育の充実等より）

県教育委員会では、これら喫緊の人権課題について、「学校人権教育指導資料」への掲載や、研修での講演・説明、各種会議での周知等を通して教職員の理解促進を図っている。

5 法務省の人権擁護機関との連携

（人権啓発活動）

- ・人権教室の活用（人権擁護委員・法務局職員が講師）
- ・全国中学生人権作文コンテストへの応募等
- ・人権の花運動への参画・人権啓発教材の活用等（人権相談窓口）
- ・子どもの人権 SOS ミニレター
- ・子どもの人権 110 番・子どもの人権 SOS_e メール

6 おわりに

人権教育は学校生活の中で特別なものではなく、全ての教育活動を通して行うものである。教職員に求められるのは、学校での教育活動を「人権」という視点で見て、考え、行動することである。国や県から発出される資料等の活用や研修で学んだことを踏まえて、差別なき学校教育の確立を目指し、自校の人権教育を推進していただきたい。

例2 外国人

外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否されたり、外国人を排斥する趣旨の言動が公然とされる事案が発生している。文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要がある。

（法務省人権擁護局刊行「人権の擁護」平成30年度版）